

要件事項	<p>&lt;航空／海上共通業務&gt;          事項登録業務における少額の自由貿易協定扱いの価格チェック処理の変更</p>
機能概要	<p>&lt;変更前仕様&gt;          同一の原産地コード、かつ、同一の自由貿易協定であっても、原産地（申告）種別（原産地証明書識別先頭2桁）が異なる場合は、少額の自由貿易協定扱いの限度額チェックにおける課税価格の合算対象としない。</p> <p>&lt;変更後仕様&gt;          同一の原産地コード、かつ、同一の自由貿易協定であれば、異なる原産地（申告）種別であっても、同一の自由貿易協定における合算対象の原産地（申告）種別としてシステムに登録されている場合は、少額の自由貿易協定扱いの限度額チェックにおける課税価格の合算対象とする。</p>

## 1. 変更内容

### (1) オンライン業務の変更

#### (A) EPA関連チェックにおける少額の自由貿易協定扱いの価格チェックの変更

原産地証明書識別にEPA対象となるコードが入力された場合に、以下の（a）の条件に合致する申告欄を抽出し、対象欄の課税価格の合計額とのチェックを行う。

課税価格の合計額が20万を超過している場合は、少額の自由貿易協定扱いの価格チェックにおける適用条件の範囲外とし、エラーとする。

EPA関連チェック処理の実施条件は以下のとおり。

- ・自由貿易協定税率適用
- ・原産地証明書識別の貨物の種類（4文字目）が“2”又は“5”
  - 2：EPA 関税割当品目で、EPA 関税証明書があり、少額扱い貨物
  - 5：少額扱い貨物

#### (a) 対象欄の抽出条件の変更

当該チェック処理で、課税価格を合計する対象欄として抽出する条件について、以下の内容に変更する。

<変更前>

- ①自由貿易協定税率適用
- ②原産地コードが一致
- ③原産地証明書識別の先頭2文字が一致

<変更後>

- ①自由貿易協定税率適用
- ②原産地コードが一致
- ③以下のいずれかを満たすこと
  - ・原産地証明書識別の先頭2文字が一致
  - ・原産地証明書識別が同一の協定としてシステムに登録

## 2. 変更対象業務

<オンライン業務>

- ① 輸入申告事項登録（IDA）業務
- ② 輸入申告変更事項登録（IDA01）業務
- ③ シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）業務
- ④ 一括特例申告事項登録（TKA01）業務
- ⑤ 輸入申告事項登録（沖縄特免制度）（OTA）業務
- ⑥ 輸入申告変更事項登録（沖縄特免制度）（OTA01）業務
- ⑦ インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（IVB）業務
- ⑧ インボイス・パッキングリスト仕分情報本登録（IVB03）業務

### 3. 特記事項

パッケージソフトのバージョンアップが必要。

また、プログラム変更前後で、業務処理結果が変わる場合があります。

(例) プログラム変更前後で処理結果が変わるパターン

【プログラム変更前に I D A 業務を実施】チェック対象外のため、正常終了

【プログラム変更後に I D A O 1 業務で変更を実施】チェックが行われ、業務エラー

### 4. リリース予定日／サービス開始予定日

平成31年3月17日(日) 保守時間帯